

《8月1日からの新しい被保険者証を送付します》

新しい被保険者証を7月下旬に特定記録郵便で送付します。

《 変 更 点 》

○有効期限

令和2年7月31日 ⇒ 令和3年7月31日

○保険証の色

水色⇒ ピンク色

- ❁「一部負担金の割合」が所得判定により変更となっている場合があります。必ずご確認ください。
- ❁現在の保険証は8月1日以降に各自で破棄してください。
- ❁保険証のビニールカバーは同封されていません。ご希望の方は、保険課(後期高齢者医療担当)の窓口で配付します。

《保険料の納付をお願いします》

■保険料額は7月に決定し、保険料額決定通知書でお知らせします。

■保険料の納付

納付方法は原則として特別徴収(年金からの引取り)ですが、被保険者の事情により普通徴収場合があります。

《普通徴収の方》

75歳になり後期高齢者医療保険に加入したばかりの方や年金からの引取りができない方などで、納付方法は口座振替か納付書払のいずれかです。

❁ 口座振替

口座振替の手続き済みの方へ口座振替額通知書を送付します。

※後期高齢者医療保険に加入する以前に国民健康保険税を口座振替にしていた場合であっても、75歳で後期高齢者医療保険に加入したときには、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替の手続きが必要です。

❁ 納付書払

送付された9期分(7月から来年3月まで)の納付書で納めてください。

※市では口座振替をおすすめしています。納付書払の方が口座振替に変更する場合は、「益田市市税等口座振替依頼書」により金融機関で手続きができます。

《特別徴収の方》

4月・6月・8月は仮決定額で引取りとなり、10月以降で調整します。

■保険料の減免

災害等により保険料を納めることが困難なときは、減免となる制度があります。申請が必要ですのでご相談ください。

《「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の申請について》

非課税世帯の方が受診する場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、1病院ごとの窓口負担が自己負担限度額までとなります。

3割負担の方で、住民税課税所得が690万円未満の方が受診する場合に「限度額適用認定証」を提示すると、1病院ごとの窓口負担が自己負担限度額までとなります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」は、保険課(後期高齢者医療担当)の窓口で申請できます。まだ手続きをしたことがない方は申請をしてください。

制度内容や手続きの詳細はこちらで！

『後期高齢者医療制度のしおり』(被保険者証送付時に同封)

※音声版CDの貸出し、提供も行います。

『島根県後期高齢者医療広域連合』のホームページ <http://www.shimane-kouiki.jp>